

福井県報

第 254 号
令和 5 年
7 月 4 日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止(二八四・地域福祉課)……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二八五・長寿福祉課)……二
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二八六・同)…………三
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(二八七・同)……………三
- 保安林の指定の予定(二八八～二九〇・森づくり課)……………三

公 告

- 令和五年度行政書士試験の実施(情報公開・法制課)……………四
- 令和五年度福井県保育士試験(後期)の実施(児童家庭課)……………六
- 令和五年度職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………八
- 土地改良区の役員の退任(三件・奥越農林総合事務所)……………九
- 土地改良区の役員の就任(三件・同)……………九
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(二件・会計課)……………一〇

公安委員会規則

- ※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(五・交通企画課)……………一二

告 示

福井県告示第284号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1871600126	介護 特定(介護予防)福祉用具 販売	廃止	ケアふくい福祉用具センター・ 販売センター	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145
1871600126	介護 (介護予防)福祉用具貸与	廃止	ケアふくい福祉用具センター・ 販売センター	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145
1890600081	介護 (予防介護)小規模多機能 型居宅介護	廃止	小規模多機能 よろこんでハヤ ス・サンアラザ	令和5年6月30日	福井県勝山市元町1丁目7-28 サンアラザ2F
1891600031	介護 小規模多機能型居宅介護	廃止	小規模多機能 なないろ	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145
1871600126	介護 訪問介護	廃止	ケアふくい訪問介護センター	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145
1871600126	介護 介護予防・日常生活支援 総合事業第一号事業(訪 問型サービスA)	廃止	ケアふくい訪問介護センター	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145
1871600126	介護 介護予防・日常生活支援 総合事業第一号事業(訪 問型サービス)	廃止	ケアふくい訪問介護センター	令和5年6月30日	福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1 -145

福井県告示第285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
ほっと地域リハビリ センター鯖江	鯖江市鳥羽107-70	株式会社ほっとリハビリ システムズ	令和5年5月1日	通所介護
ほっとリハビリ ショートステイ鯖江	鯖江市鳥羽107-70	株式会社ほっとリハビリ システムズ	令和5年5月8日	短期入所生活介護
坂井市立三国病院 訪問看護ステーション	坂井市三国町中央1丁目2-34	坂井市	令和5年5月25日	訪問看護

福井県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
ほっとリハビリ シヨートステイ鯖江	鯖江市鳥羽107-70	株式会社ほっとリハビリ システムズ	令和5年5月8日	介護予防 短期入所生活介護
坂井市立三国病院 訪問看護ステーション	坂井市三国町中央1丁目2-34	坂井市	令和5年5月25日	介護予防訪問看護

福井県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
訪問介護どりいむ	福井県敦賀市長谷36-3-4	有限会社どりいむ	令和5年4月11日	令和5年5月31日	訪問介護

福井県告示第288号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

敦賀市元比田26号大亀谷1から3まで、27号大江6、44号小清水1から5まで、7から11まで、46号イタドリ1から4まで、48号大亀谷日向1から6まで、49号上坂ノ尻7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

元比田26号大亀谷1から3まで、27号大江6、44号小清水5・8（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、10、46号イタドリ1、48号大亀谷日向4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第289号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

福井市北菅生町15字東最寄24から27まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第290号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

小浜市中ノ畑21号岩佐古26の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和5年度行政書士試験の実施について、行政書士法施行細則（昭和26年福井県規則第13号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和5年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福井市学園3-6-1

福井工業大学 福井キャンパス

3 試験の科目および方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法および地方自治法を中心とする。）、民法、商法および基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護および文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式および記述式（40字程度で記述するものを出題する。）、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで（令和5年8月25日の消印があるものまで受け付ける。）

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター 試験課

受験願書および試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真の貼付および受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験手数料

10,400円（納付方法については、試験案内を参照）
一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

オ 試験案内および受験願書の配布期間、配布方法および配布場所

(ア) 郵送配布

① 郵送による配布の請求期間

令和5年7月3日(月)から令和5年8月18日(金)まで（この期間内に請求があったものについて、郵送により配布）

② 請求方法

140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズ）の用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、③の宛先まで郵便で請求すること。

③ 宛先

一般財団法人行政書士試験研究センター 試験課

〒252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

(イ) 窓口配布

① 配布期間

令和5年7月24日(月)から令和5年8月25日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

② 配布場所

a 福井県総務部情報公開・法制課

福井市大手3丁目17-1 福井県庁5階

電話0776-20-0246

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

b 福井県会計局会計課若狭会計室

小浜市遠敷1丁目101

電話0770-56-5909

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

c 福井県会計局会計課二州会計室

敦賀市中央町1丁目7-42

電話0770-22-0050

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

d 福井県行政書士会

福井市大手3丁目4-1 福井放送会館3階K室

電話0776-27-7165

(配布時間 午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年8月22日(火)午後5時まで（最終日（8月22日）午後5時には接続中（入力中）であっても申込みができなくなる。）

最終日は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページからインターネット画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料

10,400円（クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）またはコンビニエンスストアで払い込むものとする。利用できるクレジットカードは、V I

S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレスおよびD i n e r s とする。利用できるコンピュータは、セブソーレブソン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアおよびニューヤマザキデイリーストアとする。) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 連絡先

一般財団法人行政書士試験研究センター
電話03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体機能に障がいのある場合で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望するときは、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターに必ず相談すること。

6 合格発表の日時および方法

- (1) 日時 令和6年1月31日(水) 午前9時

(2) 方法

福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、一般財団法人行政書士試験研究センターから受験者全員に可否通知書を郵送する。
なお、可否に関する問合せには応じない。

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の8第2項の規定に基づき、令和5年福井県保育士試験(後期)を実施するので、児童福祉法施行細則(昭和23年福井県規則第26号)第19条の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

1 試験の日時

筆記試験 令和5年10月21日(土)・10月22日(日)

実技試験 令和5年12月10日(日)

2 試験の科目

- (1) 筆記試験
保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

(2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術(2分野選択)

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に2年以上在学(短期大学は卒業)して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)もしくは特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)もしくは各種学校(同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者(ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。)
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ア 児童福祉施設
- イ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園)
- ウ 幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園(特別支援学校幼稚園を含む。))
- エ 家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業)
- オ 小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業)
- カ 居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業)

- キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- コ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- カ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））
- ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
- セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
- （ア） 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）
- （イ） 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））
- ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定ことも園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- （ア） 法第59条の2の規定により届出をした施設
- （イ） アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設
- （ウ） 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- （エ） 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- （オ） 上記(ア)に掲げる施設等において5年以上かつ7、200時間以上児童等の保護または授護に従事した者
- （イ） 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- （ロ） 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- （ハ） 上記(ア)～(イ)に掲げる施設等において2年以上かつ2、880時間以上児童等の

- 保護または授護に従事した者であつて、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- イ 上記(ア)～(イ)に掲げる施設等において5年以上かつ7、200時間以上児童等の保護または授護に従事した者
- ウ 上記(1)～(6)に準ずる者
- 4 受験手続
- (1) 受験申請書の配布
- ア 配布期間
令和5年7月4日 (火) から
- イ 請求先
一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
- (2) 受験の申請に必要な書類
- ア 保育士試験受験申請書
- イ 受験資格を証明する書類
- ウ 一部科目合格を証明する書類
- エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）
- オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類）
- カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）
- キ 写真1枚（受験申請日前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）
- (3) 受付期間
令和5年7月6日 (木) から令和5年7月26日 (水) まで※当日消印有効
- (4) 提出方法
簡易書留郵便に限る。
- (5) 提出先
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
- (6) 受験手数料（受験料）
12,700円
- 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合
2,400円
- 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。

- (7) オンライン受験申請
オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターホームページを参照。
- 5 試験科目の一部免除

(1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除

(2) 令和2年の試験において合格した科目のある者であって、令和2年度から令和4年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者について、平成31年度(令和元年度)から令和4年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除

- (3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除
- (4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
- (5) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格取得特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除

- 6 試験に関する問合せ先
- 〒171-8536
東京都豊島区高田3-19-10
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
電話 0120-4194-82

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験(以下「試験」という。)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験を実施する職種
全職種(実技試験および学科試験のうち関連学科が免除される者を対象に学科試験のうち指導方法のみを実施)

- 2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項および第3項に規定する者
- (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

- 4 試験の免除
試験の受験資格を有する者のうち、次に該当する者については、試験の免除を受けることができる。

ア 規則第46条に該当する者

イ 規則別表11の3に該当する者

- 5 試験の日時
令和5年9月8日(金) 午前10時から

- 6 試験の実施場所

福井市林藤島町20-1-3

福井産業技術専門学院

- 7 受験手続

(1) 受験の申請に必要な書類

ア 受験申請書・写真票・受験票・履歴書(1枚綴りの所定様式)

イ 受験資格および免除資格を証明する書類

ウ 住民票(本籍地の記載のあるもの)

(2) 受験手数料

3,100円

(3) 書類の提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課

(4) 受付期間

令和5年7月18日(火)から同年8月4日(金)まで

郵便による場合は、令和5年8月4日(金)必着のこと。

(5) 受験票の送付

申請書を受理した後、受験票を送付するので、大切に保管し試験当日必ず持参すること。

- 8 合格発表

令和5年10月3日(火)
合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者には合格通知を送付する。

9 その他

- (1) 受験者は、試験当日受験票および筆記用具を持参すること。
- (2) 受験申請書・写真票・受験票・履歴書は、福井県産業労働部労働政策課に据え置くので、郵送を希望する場合には、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(A4大)の返信用封筒を同封して労働政策課まで申し込むこと。
- (3) 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部労働政策課(電話 0776-20-0388)を行うこと。

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
監 事 山本 真名夫 大野市今井15-14

堀兼土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 伊藤 久美男 大野市今井28-1
〃 羽生 孝友 大野市下掘32-22
〃 橋本 達郎 大野市平澤領家12-24
〃 門前 重夫 大野市西山18-15
〃 八幡 國雄 大野市平澤領家12-15
〃 松森 諭 大野市稲郷52-40
〃 板橋 利幸 大野市中掘20-6
〃 村上 美範 大野市野中18-8
〃 川端 範夫 大野市稲郷34-2
〃 加藤 智治 大野市西山25-12
〃 立川 初男 大野市今井28-15

監 事 山本 真名夫 大野市今井15-14
〃 林 暎 淳治 大野市中掘22-25

本の本原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年5月20日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 佐々木善市 大野市阿難祖地頭方34-3
〃 前田 光雄 大野市木本126-10
〃 佐中 政人 大野市篠座22-15
〃 米澤 政光 大野市木本37-49
〃 高津 琴博 大野市上舌17-12
〃 源内 和夫 大野市森山25-28
〃 森川真知夫 大野市篠座町8-10
〃 池端 實 大野市西掘11-13-1
〃 佐々木治和 大野市篠座67-35
〃 山内 茂治 大野市稲郷52-26
監 事 篠田 守一 大野市木本63-5-1
〃 齊藤 重雄 大野市春日3-2010
〃 久保 貴寛 大野市阿難祖領家17-52

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
監 事 加藤 一幸 大野市西山9-30

堀兼土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	伊藤 久美男	大野市今井28-1
〃	羽生 孝友	大野市下掘32-2-2
〃	山本 正巳	大野市平沢領家14-6-2
〃	川端 範夫	大野市稲郷34-2
〃	松浦 毅	大野市西山8-8
〃	山本 眞名夫	大野市今井15-14
〃	山口 清四郎	大野市平沢領家16-10
〃	村上 美範	大野市野中18-8
〃	加藤 智治	大野市西山25-12
〃	生田 健司	大野市中掘15-32
〃	小林 一三	大野市稲郷52-19
監事	加藤 一幸	大野市西山9-30
〃	橋本 恒夫	大野市下掘5-19-2

木の本原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年5月21日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	佐々木善市	大野市阿難祖地頭方34-3
〃	前田 光雄	大野市木本126-10
〃	米澤 政光	大野市木本37-49
〃	清山喜一郎	大野市篠座町6-20
〃	柿本喜代治	大野市下舌11-甲-11
〃	中島 作夫	大野市西山22-18-3
〃	森川眞知夫	大野市篠座町8-10
〃	高津 琴博	大野市上舌17-12
〃	松田 裕二	大野市榎14-20
〃	下河知登美	大野市稲郷6-12
監事	山田 俊明	大野市木本60-21
〃	田村 治幸	大野市篠座77-37
〃	佐々木治和	大野市篠座67-35

松ヶ鼻土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の

規定により、次の者が令和5年6月7日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	上嶋 善一	越前市北町41-24

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
フーリエ変換赤外分光光度計・フーリエ変換ラマン分光光度計購入（電源地域振興課）

フーリエ変換赤外分光光度計・フーリエ変換ラマン分光光度計 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地

福井県エネルギー環境部エネルギー課嶺南Eコースト計画室

福井県敦賀市中央町1丁目7-42

3 落札者を決定した日

令和5年6月21日

4 落札者の名称および住所

株式会社服部商会

福井県福井市成和1丁目810

5 落札金額

39,380,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年5月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
高速液体クロマトグラフ質量分析装置購入(電源地域振興課)
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県エネルギー環境部エネルギー課 嶺南Eコースト計画室
福井県敦賀市中央町1丁目7-42
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月21日
- 4 落札者の名称および住所
轟産業株式会社
福井県福井市毛矢3丁目2-4
- 5 落札金額
31,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年5月9日

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年七月四日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第五号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則(昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第三条の二 法第四条第二項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府令・建設省令第三号)別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」の規制標識を用いたものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(自動車以外の車両のけん引制限)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなった自動車または一般原動機付自転車(以下「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、その故障車をけん引することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第三条の二 法第四条第二項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府令・建設省令第三号)別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」の規制標識を用いたものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(自動車以外の車両のけん引制限)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなった自動車または原動機付自転車(以下「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、その故障車をけん引することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第二十二条 法第七十七条第一項第四号の規定により、警察署長の許可を受けなければならぬ行為は、次の各号に掲げるもの(第四号および第六号から第九号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするものまたは選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの 実証実験または自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車 両を走行させる実証実験をすること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(道路の使用許可)</p> <p>第二十二条 法第七十七条第一項第四号の規定により、警察署長の許可を受けなければならぬ行為は、次の各号に掲げるもの(第四号および第六号から第九号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするものまたは選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの 実証実験または自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動 車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験 をすること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年七月四日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県